



昭和57年商業統計調査
 指定統計第23号
商業調査票
 (飲食店用)
 昭和57年6月1日

丙 票番

記入に当たっては、別紙の記入注意をよく読んでください。
 この調査は、事業所ごとの調査です。事業所(飲食店)だけについて記入してください。
 この調査は、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールを除きます。
 ○欄は商業統計調査員又は市区町村、□欄は都道府県で記入してください。

通商産業省

この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店(飲食店)は申告の義務があります。
 この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に漏らすことは法律により固く禁じられております。
 この調査票は、調査員に提出してください。調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

<input type="checkbox"/> 市区町村番号 <input type="checkbox"/> 基本調査区番号 <input type="checkbox"/> 商店番号	
1. 商店名及び所在地 電話() 局 番 フリガナ 商店名 所在地() 都道 市区 町 丁目 番地 号 府県 郡 村 ビル内 店舗内 階	
2. 経営組織 あてはまる番号を○でかこんでください。 1. 法人(会社(株式、有限、合資、合名)、団体など法人組織の商店) 2. 個人	
3. 商店の本支店別 あてはまる番号を○でかこんでください。 1. 単独店(支店を持たない商店) 2. 本店(支店を持っている商店) 3. 支店	
4. 商店の開設年 (1) あてはまる番号を○でかこんでください。 (2) あてはまる場合はその年を、また、また、またにあてはまる場合はその年及び月を記入してください。	
5. 来客収容人員数 通常の状態で収容できる人員数を記入してください。	
6. 従業者数 (1) 昭和57年6月1日現在で記入してください。 (2) この店の業務に従事している従業者の数を記入してください。	
7. 年間商品販売額 (1) 昭和56年6月1日から昭和57年5月31日までの1か年間の販売額を記入してください。 (2) 本店の場合は本店分のみの販売額を記入してください。	
8. 業種 別紙の「業種分類表」を参照し、主としてあてはまる番号を一つだけ○でかこんでください。 1. 一般食堂(2, 3, 4を除く) 2. 日本料理店 3. 西洋料理店 4. 中華料理店, その他の東洋料理店 5. そば・うどん店 6. すし屋 7. 料亭 8. 喫茶店(スナック喫茶を含む) 9. その他の飲食店	
備考	
申告者の記名及び押印	

飲食店の業種分類表

業種名	定義	例示
1. 一般食堂	主として主食をその場所で飲食させる店(日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の東洋料理店を除く。)	食堂、大衆食堂、めし屋、お好み食堂
2. 日本料理店	主として特定の日本料理(そば、すしを除く。)をその場所で飲食させる店	和食屋、てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店
3. 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で飲食させる店	洋食店、レストラン、グリル、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店
4. 中華料理店、その他の東洋料理店	主として中華料理、その他の東洋料理をその場所で飲食させる店	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、中華そば店、ぎょうざ(餃子)店、朝鮮料理店、印度料理店
5. そば・うどん店	主としてそば及びうどんをその場所で飲食させる店	そば屋、うどん屋
6. すし屋	主としてすしをその場所で飲食させる店	すし屋
7. 料亭	主として日本料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる店	料亭、割烹店、待合、お茶屋
8. 喫茶店(スナック喫茶を含む。)	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場所で飲食させる店	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、純喫茶、スナック(喫茶を主とするもの)
9. その他の飲食店	主として大福、今川焼、とろろ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる店	休憩所、茶房、今川焼屋、しる粉(汁粉)屋、ドライイン、お好み焼屋、たこ焼屋

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの記入注意を参照し記入してください。

一般事項

- 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りょうに記入してください。
- 金額は万円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。
- 調査事項の欄の一部に該当がなくて、他は余白になる場合には「0」と記入しないで余白のままにしておいてください。

調査事項

項目1. 商店名及び所在地
 商店名は略称ではなく、正規の名称を記入してください。個人商店の場合は、原則として商号又は屋号を記入しますが、それがない場合は事業主(経営者)の氏名を記入してください。

項目4. 商店の開設年
 (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年を記入してください。
 (2) 支店の場合は、本店の開設年ではなく、この支店の開設された年を記入してください。

項目5. 来客収容人員数
 この欄には、通常の状態での収容できる来客数を記入してください。なお、一日の延来客数ではありません。

項目6. 従業者数
 従業者とは、昭和57年6月1日(又は、これに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
 また、日々又は1か月以内の期間を限って雇用したもので昭和57年4月、5月の2月間にそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者もここに含めます。
 なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。
 また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても除きます。

項目7. 年間商品販売額
 昭和56年6月1日から昭和57年5月31日までの販売額を記入してください。なお、この期間の販売額によること困難な場合は最寄りの決算日前1か年間の販売額でも差し支えありません。

項目8. 業種
 右欄に掲載してある飲食店の業種分類表のうちからこの店が主としてあてはまる業種を一つだけ選んでその番号を○で囲んでください。